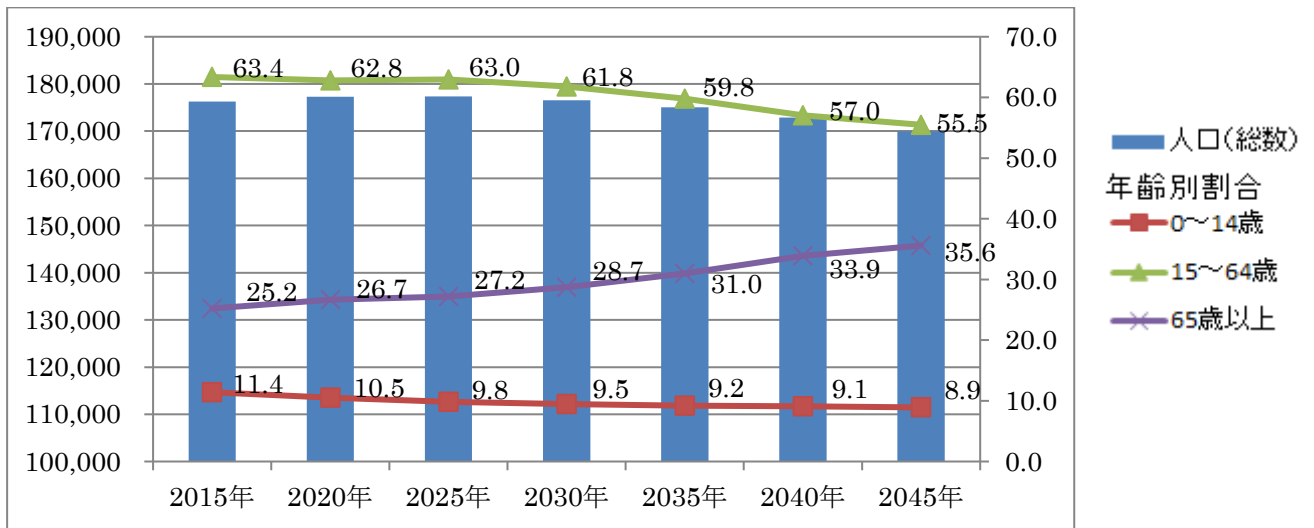


導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

市の人口については、国勢調査によると平成27年10月1日時点で176,295人となり、平成22年調査時点の179,668人と比較すると約1.9%減少している。また、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計においても、今後市の人口減少が続くことが予想されており、同様に労働力人口も減少が見込まれている。



※国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」参照

市内産業構造（地域経済分析システムを参照）について、平成26（2014）年では市内の事業所数は7,631あり、第一次産業が0.1%、第二次産業が12.3%、第三次産業が87.6%となり、業種別（大分類）では「卸売業・小売業」が24.8%で最も多い。市内にはJR中央線・南武線・青梅線・五日市線、西武拝島線の東西方向5路線の鉄道と、南北方向の交通の要である多摩都市モノレールが通っているため、多摩地域の交通の要衝として発展してきたことから、事業所数を中分類でみると「飲食店」が最も多く、997事業所（13.1%）となる。

また、市内の従業者数（事業所単位）は108,457人となり、大分類では「卸売業・小売業」が21,736人（20.0%）、中分類では「飲食店」が10,470人（9.7%）と最も多い。

過去の調査結果と比較すると、事業所数、従業者数はともに減少傾向にある。

一方、付加価値額（企業単位・平成24（2012）年）は、市内全体で347,332百万円となり、大分類では「卸売業・小売業」が85,568百万円（24.6%）、中分類では「医

療業」が46,363百万円(13.3%)と最も多くなる。

市内の人口や従業者等の減少を鑑み、近年の急速な技術革新の進展による産業構造及び国際的な競争条件の変化等に対応するため、市内の産業における労働生産性の向上を支援していく必要がある。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、設備投資が活発な自治体として、更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に4件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

市では、第4次長期総合計画・後期基本計画(令和2年度から令和6年度)において、多様な産業の集積を生かした魅力向上や活性化を図ることを定めている。

よって、幅広い事業者の取組を促すため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

事業者は、特定の区域ではなく市内各地域で事業活動を行っている。このため、本計画の対象区域は、本市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

市の事業所数(大分類)は、平成26年では「卸売業・小売業」が24.8%、「宿泊業・飲食サービス業」が14.6%、「不動産業、物品賃貸業」が8.6%を占めているが、東京都全体の構成比率と比較した場合、立川市において特出する業種はなく、多様な産業が市内に存在している。

市内事業者すべてにおいて生産性の向上を後押しするため、本計画の対象は全ての業種及び事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ①人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ②公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③市税を滞納している者を除く。